

## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 計画の推進における基本姿勢

#### ○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

#### ○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援のため、障がい福祉課内に「虐待防止センター」を設置しました。

権利擁護の取り組みとしては、知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

## ○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう、量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本市においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

## 2 計画推進における役割分担

### ○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

### ○市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

### ○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たち皆さんが神栖市民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

### ○市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる神栖市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

### ○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

### 3 計画推進に向けた多様な連携の推進

#### ○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけではなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

#### ○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている神栖市地域自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

#### ○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

#### ○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

## ○国・県との連携

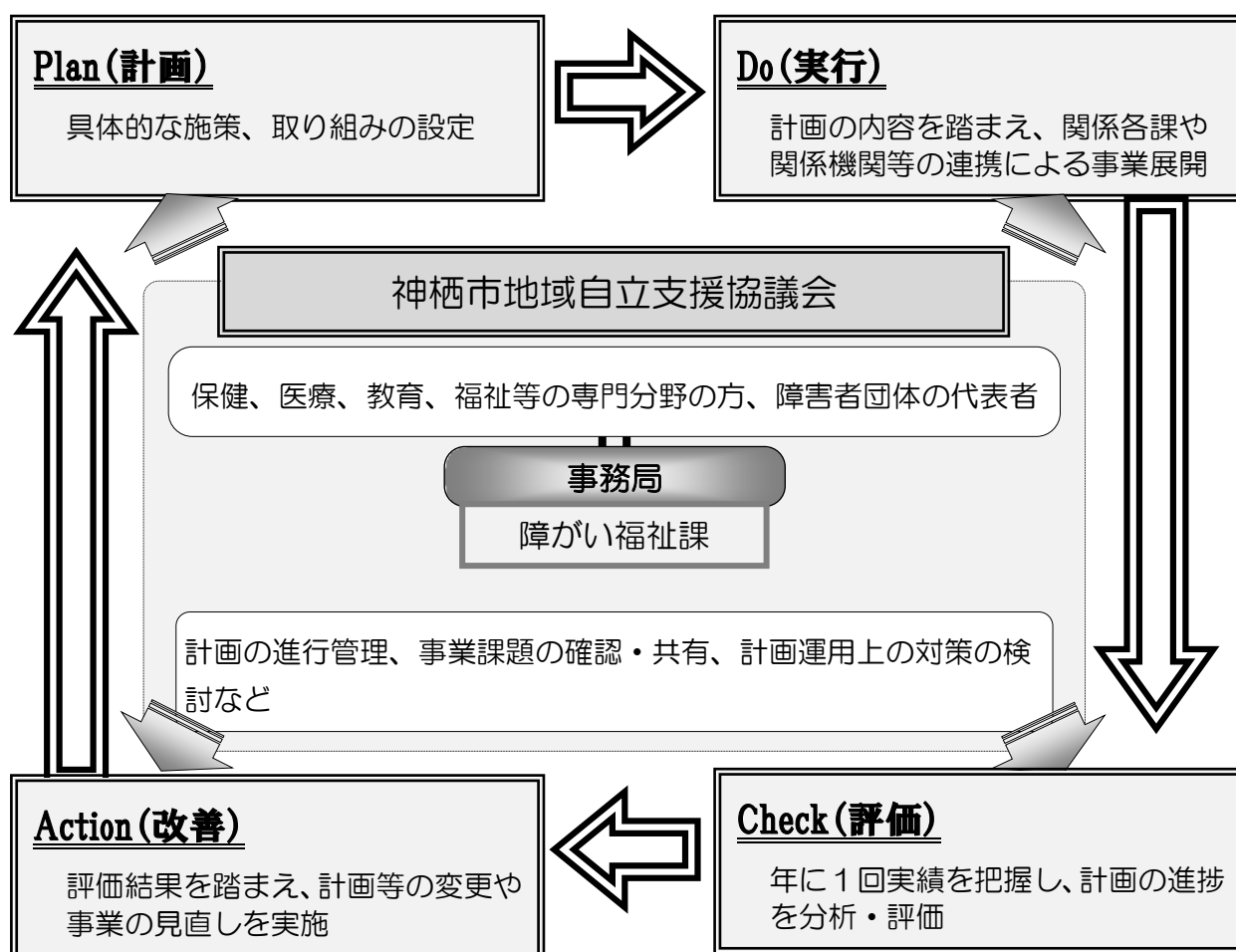
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

## 4 計画の進行管理体制

### (1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、神栖市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

## (2) 庁内における進捗評価の体制

---

### ○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

### ○ 全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 市職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

## (3) 人材の育成・確保

---

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

## (4) 計画の実施状況の公表

---

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

## 5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

### ○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

#### ■ 障がい者支援制度の周知の強化

### ○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

#### ■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映